

黒部川流域治水協議会

規 約

（設置）

第1条 「黒部川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水災害や、今後の気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、黒部川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会の構成は、次の各号のとおりとする。

- 一 協議会の組織は、別表の職にある者をもって構成する。
- 二 協議会の組織の変更は、必要に応じ、事務局がその都度、協議会に諮って定めるものとする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、書面開催の場合は、第6条の協議会資料等の公表をもって公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等は速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所流域治水課が行う。
- 3 事務局は、会議の招集・運営に関する事務、その他の事務を処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年 9月17日から施行する。

令和2年12月22日 一部改定。

令和3年 2月 8日 一部改定。

令和4年 3月23日 一部改定。

令和6年 3月22日 一部改定。

【別紙】

黒部川流域治水協議会

| 組 織 | 構 成 員 |
|--------------|--------------|
| 黒部市 | 黒部市長 |
| 入善町 | 入善町長 |
| 朝日町 | 朝日町長 |
| 新川地域消防組合 | 消防長 |
| 富山県 | 河川課長 |
| | 砂防課長 |
| | 都市計画課長 |
| | 森林政策課長 |
| | 農村整備課長 |
| | 入善土木事務所長 |
| | 新川農林振興センター所長 |
| (国研)森林整備センター | 富山水源林整備事務所長 |
| 富山森林管理署 | 署長 |
| 北陸農政局 | 地方参事官 |
| 富山地方气象台 | 台長 |
| 黒部河川事務所 | 事務所長 |

【オブザーバー】

| |
|---------------|
| 富山県 防災・危機管理課 |
| 関西電力株式会社 |
| 北陸電力株式会社 |
| あいの風とやま鉄道株式会社 |